

全建労発第33号
平成23年7月27日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

東日本大震災に伴う復旧・復興工事の実施に当たっての

労働者派遣法の遵守に関する要請について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地においては、復旧・復興工事が実施されているところですが、建設業務について、労働者派遣事業が禁止されているにもかかわらず、労働者派遣が行われている事案が生じており、このたび、厚生労働省職業安定局長より、本会に対し標記の要請がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対しまして、①労働派遣の役務の提供を受ける者は、建設業務など労働者派遣事業が禁止されている業務に派遣労働者を従事させることができないこと（労働者派遣法第4条第3項）、②労働派遣の役務の提供を受ける者は、無許可・無届出で労働者派遣事業を行う事業主から、労働派遣の役務の提供を受けてはならないこと（労働者派遣法第24条の2）となっておりますので、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の遵守にご留意いただきようご周知をお願い申し上げます。

以上